

ID: 93

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	支給の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町健やか子育て支援条例 第5条		
例 規 番 号	平成8年 条例第4号		
<p>【根拠条文】 (支給の決定) 第五条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ支給の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 第2条及び第3条の規定による。 (受給対象者) 第二条 祝金等の支給を受けることのできる者は、一年以上町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている者で次に掲げるものとする。 一 子を出産した者又は親権者 二 第四子以降の乳幼児を養育している親権者 (支給額等) 第三条 祝金等の支給額及び支給期間は、次のとおりとする。 一 第一子から第三子まで(子の順位は、出生後十四日を経過した時において生存する子の順位とする。次号において同じ。)誕生祝金 五万円 二 第四子以降誕生祝金 一人につき十万円。ただし、二人以上同時に出産した場合は一子ごとを対象とする。 三 第四子以降の小学校就学前の乳幼児を対象にした健やか子育て支援金 一人につき月額五千元</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日